

請 願 書

最高裁判所 第3小法廷 御中

2005年2月23日

星野文昭 家族

母	星野美智恵
妻	星野暁子
兄	星野治男
弟	星野修三
叔父	星野四郎
従兄	星野誉夫

星野さんを取り戻そう！ 全国再審連絡会議

共同代表	平良 修
々	柴田作治郎
々	松永 優
々	星野暁子

杉並星野文昭さんを救う会	代表	狩野満男
徳島星野文昭さんを救う会	代表	戎野浩史
沖縄万人の力で星野さんを取り戻す会	代表	知花昌一
北海道星野さんを救う会	代表	柴田作治郎
沖縄と連帯し星野文昭さんを救う会・山形	代表	星野暁子
埼玉・星野ネットワーク	代表	松永 優
星野文昭再審無罪を勝ち取る関西連絡会		

共同代表	太田隆徳
々	村山盛忠
々	桑原重夫

群馬星野文昭さんの再審を実現する会	代表	大谷芳文
星野文昭さんを取り戻そう！東京連絡会	代表	星野暁子
岡山星野文昭さんを救う会	代表	市場尚文
神奈川・星野文昭さんを取り戻す会	共同代表	宮崎 徹
	々	土屋 翼
	々	渡久地政界
星野文昭さんを取り戻す会・京滋	代表	竹内 宙

連絡先 星野さんを取り戻そう！ 全国再審連絡会議  
東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル4階  
電話 03-3591-8224

## 請 願 の 趣 旨

私たちは、1971年11月14日のいわゆる「渋谷暴動闘争」に関する殺人等被告事件により無期懲役刑に処せられ、現在、貴裁判所において、再審請求の棄却決定に対する異議申し立て棄却に対する特別抗告を審理中の星野文昭の家族ならびに支援運動にたずさわる者です。

私たちは、請願法第3条にもとづき、以下の請願を行います。

同法第5条により、この請願が誠実に処理されるよう求めます。

また、同法第6条により、私たちが請願を行ったことによって、星野文昭がいかなる不利益も受けないよう求めます。

### 〔1〕事実調べを行ってください。

星野文昭は、無実です。

本件の最大の争点は、星野文昭が機動隊員であった中村恒雄巡查（以下、中村巡查）殺害の実行行為をおこなったか否かにあります。1983年7月13日、東京高等裁判所第11刑事部（草場良八裁判長）が言い渡した判決（以下、確定判決）は、星野文昭が殺人の現場共謀を行った上、・自ら鉄パイプをもって中村巡查を殴打した、・失神して倒れた中村巡查に対して火炎ピンを投てきするようデモ隊に指示した、と認定しました。これが、確定判決の核心部分です。特に、火炎ピンの投てきはとどめを刺すに等しい行為であると認定し、ここで未必的殺意から確定的殺意に変わったとして、無期懲役を言い渡す重要な根拠としています。

しかし、これは誤りです。星野文昭は、デモ隊全体のリーダーではありましたが、中村巡查殺害を直接実行したという事実はないのです。

確定判決は、重大な事実誤認をしています。

（1）本件当日の緊迫した状況の中で、星野文昭のリーダーとしての役割について、誤った認定をしています。

星野文昭は、労働者・学生のデモ隊を率いて渋谷に到着し、多くの大衆と合流することを、自己の任務としていました。それを行うことがいかに大変であるか、責任者としてどれほどの重圧を受けていたかを、確定判決は全く理解していないのです。

本件十字路からNHK方面に機動隊の姿が見え、こちらに向かう動きを示している

ことは、星野文昭にとって深刻な事態でした。本人質問等で繰り返し訴えているように、一刻も早くデモ隊を結集させ、渋谷に向かって出発しなければならないという切迫した状況だったのです。

確定判決は、この点に関する評価を完全に誤っています。星野文昭は、中村巡查殴打に参加するような状況にはなかったのです。

(2) 確定判決は、誤った証拠評価をしています。

確定判決が依拠する核心証拠は、結局のところ、デモ参加者6人の供述調書です。それを、都合の良い部分のみ、つまみ食いの的に利用しています。公判供述は基本的に無視していますが、都合の良い部分は使っています。

確定判決には、供述調書全体を総合的に評価する姿勢がありません。このような姿勢は、確定判決を少しでも検討すればたちまち明らかになります。「これが裁判か」と驚くような、不誠実で不真面目な態度が貫かれているのです。

未成年を含むデモ参加者の供述は、確定判決において、「共犯者供述」として扱われています。しかし、ここには意図的なすり替えがあります。6人の中に、星野文昭と親しい者は、ただの一人もいないのです。特に、唐澤、太田は、本件当日、初対面でした。

6人の供述を検討すると、星野文昭の言動を、詳細かつ具体的に供述する者ほど、彼との距離が遠いという傾向が分かります。これは、何を意味してるのでしょうか。答は一つしかありません。自分とは関係のない人だから、警察官・検察官の誘導するままに、ありもしないことを供述できたのです。

その矛盾が集中的に現れたのが、星野文昭の服装の問題です。

落ち着いて考えてください。「きつね色の背広上下」とは、どんな服装でしょうか。あまりにも不自然・不可解です。

本件当時、星野文昭は、三里塚闘争に関連して二件の指名手配を受けていました。首都圏全体が厳戒態勢に敷かれる中で、それをかいくぐって、中野駅に登場したのです。その彼が、わざわざ、「私に注目してください」というような服装を着るのでしょうか。

記録を見れば明らかなように、検察官は、星野文昭の服装が「きつね色の背広上下」であったという主張は行っていません。

検察官も主張しないことを、なぜ、確定判決が認定の軸に据えたのか、これを解明するためには、事実調べが不可欠です。

**〔2〕証拠開示を命令してください。**

検察官は、星野文昭の無実を示す多数の証拠を隠し持っています。

捜査機関が収拾した証拠の全貌を隠したまま、有罪立証に都合の良いものだけを法廷に提出するのは、日本における裁判の重大な欠陥の一つです。これまで、検察官が意図的に隠してきた証拠が開示されることによって、無実の被告人が救われた例はいくつもあります。

星野文昭の相被告であった奥深山幸男さんの公判手続は中断したままです。このため、本件の有罪判決が確定して18年が経過していますが、検察官はいかなる証拠も

破棄できない状態が続いています。私たちは、検察官が隠し持つ証拠を開示させることによって、星野文昭さんの無実を証明できると固く信じています。

検察官に対して、全ての証拠を開示するよう命じてください。

星野文昭の服装に関する重要な証拠が隠されていると、私たちは考えています。これは単なる憶測ではありません。04年11月25日に提出した請願書でも強調した通り、1971年11月14日の神山派出所に関する、現住建造物等放火等被告事件の公判で、カラー写真2枚が、検察官によって提出されているからです。この件に関して、公判で証言した警視庁公安部の江藤勝夫は、余りにも不自然な供述を行っています。ここから、合理的に推定できることは、・検察官がいまだに8枚前後のカラー写真を持っている、・その中に星野文昭が写っている、ということです。

真実はひとつです。星野文昭の服装は、「うす青のブレザー、グレーのズボン」なのです。

検察官は、取り調べの早い段階で、唐澤勤に「星野文昭さんが中村巡査を殴っているところを見た」と供述させましたが、服装の問題では矛盾をかかえたままでした。星野文昭の服装が「うす青のブレザー、グレーのズボン」であることが、証拠上、明らかなのに、唐澤がこれを認めなかったからです。しかし、検察官は深刻には考えていませんでした。いったん「落ちた」以上、服装の問題を修正させるのは簡単だと考えたのです。しかし、2ヵ月以上(!)追及したのに、失敗しました。

唐澤勤が、「きつね色の背広上下」にあくまでこだわったからです。なぜか。それが、唐澤勤にとっての真実であったからです。

唐澤勤は、「きつね色の背広上下」(実際は、カーキ色系のコートと思われる)を着た人物が中村巡査を殴っているのを見たのです。その通り供述したら、その人物が星野文昭であると認めさせられたのです。検察官は、何とか服装の色を変えようとしたが、唐澤勤は、これだけは認めませんでした。このために、服装の色が、最大の矛盾点として残ったのです。

このことを十分過ぎるほど自覚していた検察官は、公判において、星野文昭の服装に関する積極的な立証を行っていません。

にもかかわらず、確定判決は、星野文昭の服装が「きつね色の背広上下」であると、強引に認定してしまいました。まさに、無理を承知の認定と言わざるを得ません。

この矛盾は、全証拠を開示させることによって、白日の下にさらされます。検察官が隠し持つすべての証拠の開示を命令するよう求めます。

以上の諸点につき、請願します。誠実に検討の上、ご回答ください。

以上